

2020年度事業計画

公益財団法人日本中毒情報センターは、我が国の医療の向上を図るとともに、広く公益に寄与することを目的として、化学物質等に起因する急性中毒等について、一般市民及び医療関係者等に対して情報提供を行う。また、情報提供を行うために必須である中毒関連情報の収集と資料整備を継続して実施する。併せて、中毒事故の実態を把握し、各種企業・業界団体、厚生労働省や消費者庁をはじめとする関連諸機関と協力して啓発・教育・調査等を実施する。

従来から継続している電話応答による情報提供に加え、インターネットによる情報提供を充実させる。具体的には、SNSを活用してwebサイトの閲覧数の増加を図り、一般向けの啓発を推進する。医療従事者には、中毒情報データベース（非会員/会員向け）、中毒症例提示データベース（会員向け）による情報提供を充実させて、急性中毒の患者対応に必要な情報を幅広く、迅速に閲覧できるようにする。

また、企業の賛助会員増加を目指し、「企業（会員）向け」ホームページでの受信統計情報等を充実させて、賛助会会員企業の増加を図る。加えて、医薬品の副作用等緊急安全性情報提供（製薬会社の対応時間外の緊急情報提供）については、引き続き対象企業の拡大を目指す。

中毒教育・研修については、NBC災害・テロ対策研修、医療従事者及び薬学生向け中毒110番体験研修等を実施すると共に、医療機関および一般市民を対象とした講演会等を昨年度に引き続いて開催する。

1. 情報提供

1) 電話応答による情報提供

①中毒110番における電話応答

急性中毒に関する緊急情報提供を中毒110番において、365日24時間、一般専用、医療機関専用（1件2,000円）、賛助会員専用（年会費制）回線（計6回線）にて実施する。

②化学テロ対応ホットラインによる電話応答

化学テロ発生時には、消防、保健所、警察とのホットライン（計3回線）を駆使して各機関と連携し、被害状況及び医療情報を収集して事態の把握に努め、問い合わせに対する中毒情報の提供や助言を行う。

③医薬品の副作用等緊急安全性情報の電話応答

医薬品の副作用等緊急安全性情報を製薬企業の対応時間外に当法人が企業に代わり医療従事者に対して提供する。人材育成のためのカリキュラムの策定や対応時に使用するアプリケーションの改善により当法人担当者の業務支援を充実させるとともに、対象企業を順次拡大するための課題と解決策を検討する。

2) インターネットによる情報提供

国内外の事故・事件に即応した中毒情報をニュースとして配信するほか、分りやすい情報をタイムリーに発信してwebサイトの閲覧数の増加を図り、当法人の活動および存在意義をアピールする。

① 一般市民向け

中毒110番の受信事例を基に、季節毎に発生件数の増加が予想される中毒事故を啓発する情報や、医薬品の誤飲や社会的に取り上げられる機会の多い家庭用品等に関して中毒事故防止のための情報発信、啓発資料の配信を行う。

② 医療従事者・関係機関向け

中毒情報データベース（非会員/会員向け）、中毒症例提示データベース（会員向け）、中毒関連文献検索データベース（会員向け）を公開する。関係機関向けには、災害発生時に現場対応用に提供する中毒情報、危機管理関連の資料類を公開する。

中毒情報データベースのダウンロードと連動した症例登録システムにより症例登録を促すとともに、今年度は中毒症例提示データベース（会員向け）にこれまで収集した症例の追加を集中的に行い、症例情報の医療従事者への還元を充実させ、賛助会員の増加を図る。

③ 企業向け

コンテンツを充実させ、閲覧数の増加を図るとともに、ニュース欄において緊急事故情報や、各種中毒情報データベース等を提供する。特に受信統計情報等を充実させ、賛助会会員企業の増加を図る。

④ 「書籍『発生状況からみた急性中毒初期対応のポイント』特設サイト」による情報提供

書籍綴じ込みのアンケートハガキの返信があった書籍購入者に対して、書籍本文（初期対応ファイル）のPDFファイルのダウンロードの案内、ファイル更新の連絡等を行い、アフターサービスに努めるとともに、続編やその他の出版物の案内、販売促進につなげる。

⑤ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による情報提供

より迅速な情報提供のために、ホームページと連動したtwitterなどのSNSによる情報発信を継続的に行う。

3) その他の情報提供

① 企業への情報提供

賛助会会員企業を対象に、自社製品の事故情報を速やかに報告する「重大製品事故関連情報収集」業務について、当センターが収集に努めている詳細な事故関連情報が、中毒事故のリスクアセスメントと発生予防に活用できることをアピールし、申込み企業の拡大を図る。

2. 情報収集・資料整備

1) 製品情報データベースの整備

積極的に製品情報を収集するとともに、企業からの自主登録を推進し、製品情報データベースを充実させる。これにより賛助会員企業に対する自社製品事故情報の報告を円滑に実施できるようにする。製品群単位で製品情報を確認・整理し、用途別中毒情報ファイル（初期対応ファイル）の製品情報部分について、新規作成、改訂を行う。

2) 成分別中毒情報ファイル（オリジナルファイル）、用途別中毒情報ファイル（初期対応ファイル）の作成と充実

医薬品を中心に新規の成分別中毒情報ファイル（オリジナルファイル）を作成し、作成年が古い既存のファイルは情報の見直しを進める。

用途別中毒情報ファイル（初期対応ファイル）については、2016年に医療従事者向けの書籍として出版した家庭用品の見直しを行う。また、2020年4月に書籍として出版予定の農薬、工業用品、化学剤に引き続き、医薬品、自然毒についても作成作業を進め、2021年度末に書籍として出版する。

3) 中毒情報検索システムの充実

医療機関向けの中毒情報検索システムJP-M-TOX（Windows版DVD-ROM）は、従来と同様に今年度も、製品情報、成分別中毒情報ファイル（オリジナルファイル）、用途別中毒情報ファイル（初期対応ファイル）の情報を追加し、更新する。

4) 受付登録データの充実とデータ処理の効率化

受信統計を作成するための受付登録データ、および、企業等が中毒事故のリスクアセスメントと発生予防策に活用できるように、詳細な発生状況、受信時症状等の情報を収集して、登録データの充実を図る。また、受信統計をより迅速に作成できるように受付登録データベースの入力方法や入力システムを改善する。

5) 症例情報の収集と整備、医療従事者との共有

中毒110番への問い合わせ症例の追跡調査、医療機関からの自主登録、文献報告等をもとに急性中毒症例を収集し整備する。特に重要な事例については、会員向けホームページでの公開や消費者庁の事故情報データベースへの登録を前提に、医師の査読も含めた整備を進める。

特に今年度は、医療従事者との共有について、あり方、方法等を検討し、症例情報の医療従事者への還元を充実させる。具体的には中毒症例提示データベース（会員向け）にこれまで収集した症例の追加を集中的に行うほか、症例情報のバンク化等についても検討する。

6) ホームページ掲載用資料・情報の整備

一般市民向けホームページに掲載する中毒事故発生予防策等の啓発情報を整備する。また、企業会員向けに、代表的な中毒事件事例等の発生状況や危険度を認識できる資料を整備して提供する。

3. 啓発・教育・調査等

1) 啓発

①啓発資料の普及

中毒110番の電話番号と利用方法の周知、一般市民向け啓発教材（動画資料）等の啓

発資料の配信や配布を通じて、中毒事故の発生防止に努める。

②「公益財団法人 日本中毒情報センター 化学テロ・化学災害対応体制（概要版）」の普及

日本中毒情報センターの化学テロ・化学災害発生時の役割について、関係機関への周知徹底に努める。今年度も引き続き、国民保護訓練、化学テロ対策訓練等へ積極的に参加協力をする。

2) 教育

①厚生労働省委託事業「NBC災害・テロ対策研修」の実施

「NBC災害・テロ対策研修」を今年度も引き続き実施し、救急医療関係者のNBC災害・テロへの対応強化を図る。

②医療従事者研修の実施

後期研修医、薬剤師をはじめとする医療従事者向けに中毒110番体験学習を含めた中毒対応のための研修を引き続き実施する。薬剤師（保険薬局勤務、病院勤務、薬学生等）向けの研修を企画・実施する。

また、これまでの症例検討会の実績をもとに、症例を中心とした医療従事者向けeラーニングプログラムについて、配信対象や内容、必要な機材等も含め検討する。

③薬学教育における早期体験学習および実務実習への対応

薬学教育の6年制課程のカリキュラムに組み込まれている1年次生の「早期体験学習」の受け入れ施設として協力し、また、薬学教育モデル・コアカリキュラムを考慮した研修を、5年次生の「実務実習」に関連し実施する。

④講義・講演の実施

昨年度に引き続き、医療機関、一般市民、毒劇物取扱者、消防・警察関係者等を対象に、化学物質等による中毒事故の防止や化学テロ・災害対策等のための講義・講演を実施する。今後国内で開催される国際イベントに備えて、化学テロ・災害を想定した教育資料により対応知識の普及を図る。

3) 調査・情報提供

①化学物質等による急性中毒事故・事件、化学災害等の発生モニタリングと対応の調査

社会問題となりうる急性中毒事故・事件、化学災害等に関して、中毒110番への問い合わせ状況等を通じてその発生をいち早く察知し、行政等の関連機関へ情報を発信することにより、中毒事故・事件への早期対応に貢献する。また、関係機関との連携について引き続き検討を行なう。

受信状況から特に対策が必要と思われる医薬品について、中毒事故の発生状況に関する情報を発信し、事故防止と事故発生時のよりよい対応の実現に繋げる。

②家庭用品に係る健康被害の調査

厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室から委託を受けた家庭用化学製品の吸入による健康被害調査を引き続き行う。消費者庁とも連携し、事故情報データベースへのデータ登録等を通じて、情報共有、事故防止対策に努める。

③国内外の各種中毒情報関連機関や関係官庁との連絡調整を円滑に進める。